社会福祉法人聖家族会
定　　款

第一章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、カトリックの精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設の経営

（イ）　施設入所支援及び生活介護

・　みさかえの園めぐみの家
・　みさかえの園のぞみの家

②　児童福祉法に規定する障害児入所施設の経営

（イ）　医療型障害児入所施設

・　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家
・　みさかえの園あゆみの家

（２）　第二種社会福祉事業

①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業の経営

（イ）　療養介護

・　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家
・　みさかえの園あゆみの家

（ロ）　生活介護

・　デイスペースあん
・　むつみの家通所スマイリー
・　みさかえの園あゆみの家通所ひばり

（ハ）　短期入所

・　みさかえの園のぞみの家
・　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家
・　みさかえの園あゆみの家
・　グループホームりん

（ニ）　就労継続支援Ｂ型

・　デイスペースあん

（ホ）　共同生活援助（介護サービス包括型）

・　グループホームりん

② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業の経営

・ スマイルサポート

③ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業の経営

（イ） 児童発達支援

・ 諫早こどもデイサービスわくわく広場

・ むつみの家通所スマイリー

・ みさかえの園あゆみの家通所ひばり

（ロ） 放課後等デイサービス

・ むつみの家通所スマイリー

・ 放課後等デイサービスわくわくクラブ

・ みさかえの園あゆみの家通所ひばり

（ハ） 保育所等訪問支援

・ 諫早こどもデイサービスわくわく広場

④ 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業の経営

・ スマイルサポート

⑤ 生計困難者のための簡易住宅の経営

・ みさかえ住宅

⑥ 生計困難者に対する相談支援事業の経営

・ スマイルサポート

（名 称）

第２条 この法人は、社会福祉法人聖家族会という。

（経営の原則）

第３条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２ この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条 この法人の事務所を長崎県諫早市小長井町遠竹２７２７番地３に置く。

２ 前項のほか、従たる事務所を下記に置く。

（１） 長崎県諫早市小長井町遠竹２７２７番地１０

（２） 長崎県諫早市小長井町遠竹２７２７番地１

（３） 長崎県大村市久原２丁目１３４６番地１

（４） 長崎県諫早市小長井町牧５７０番地１

（５） 長崎県諫早市高来町泉１９６番地１

第二章 評議員

（評議員の定数）

第５条 この法人に評議員８名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が４０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の各項について決議する。

（１）　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分

（８）　社会福祉充実計画の承認

（９）　その他評議員会で決定するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集

する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決議）
第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の決するところによる。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が、これに署名し、又は記名押印する。

第四章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第１５条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　７名
（２）　監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。
４　前項の常務理事をもって社会福祉法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。
５　この法人に会計監査人を置く。
（役員及び会計監査人の選任）
第１６条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（理事の職務及び権限）
第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第１９条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２）　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

４　会計監査人の任期は選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第２３条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）
第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職
（招集）
第２６条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第２７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第２８条　理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第２９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、別表１に掲げる財産をもって構成する。
３　その他の財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第３７条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。
（基本財産の処分）
第３０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得

て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、長崎県知事の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と合わせて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（３）　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を長崎県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合は、遅滞なく長崎県知事に届け出るものとする。

（資産の管理）

第３１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　会計監査報告

（３）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（４）　理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類

（５）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めてあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３６条　予算をもって定めるもののほか，新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

(公益事業)

第３７条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）　長崎県障害児等療育支援事業

・　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家

（２）　長崎県医療的ケア児支援センターの受託事業

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業

（イ）　日中一時支援事業

・　みさかえの園めぐみの家

・　みさかえの園のぞみの家

・　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家

・　みさかえの園あゆみの家

・　みさかえの園あゆみの家通所ひばり

（ロ）　諫早市特別相談支援事業

・　スマイルサポート

（ハ）　大村市地域生活支援拠点等整備事業

・　みさかえの園あゆみの家

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章　解　散

（解散）

第３８条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）

第４０条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４１条　この法人の公告は、社会福祉法人聖家族会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４２条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	中山　和子
理事	平山　フジエ
同	浦田　喜代子
同	榎本　ツネ子
同	今西　三千代
同	平野　和子
同	アントニオ・ミロハナ
同	白浜　好蔵
監事	木原　久子

１９６１（昭和３６）年１１月　２日　厚生省崎児第２４８号　法人設立認可、精神薄弱児施設みさかえの園開設

１９６６（昭和４１）年　１月１７日　厚生省収児第７号　基本財産の増加、重症心身障害児施設みさかえの園開設

１９６７（昭和４２）年　３月２３日　厚生省収児第１４５号　基本財産の増加、生計困難者簡易住宅みさかえ住宅開設

１９７０（昭和４５）年　６月２３日　厚生省収児第４７１号　基本財産の増加、精神薄弱者更生施設みさかえの園のぞみの家開設

１９７７（昭和５２）年１０月　４日　厚生省収児第１２４６号　基本財産の増加、重症心身障害児施設みさかえの園あゆみの家開設、職員の福利厚生施設みさかえの園厚生福祉研修会館開設、施設名変更（めぐみの家・むつみの家）

１９８６（昭和６１）年　１月２９日　厚生省収児第４２号　基本財産の増加（めぐみの家･むつみの家改築増築）、準則改正に伴う条文の整備

１９８６（昭和６１）年　５月２０日　届出　基本財産の増加（むつみの家・のぞみの家増築）

１９８９（平成１）年　３月２７日　長崎県指令１障福第１４５号　めぐみの家児者分割、第二めぐみの家開設、準則改正に伴う条文の整備

１９９２（平成４）年　９月　１日　長崎県指令４障福第６６１号　基本財産の増加（めぐみの家・むつみの家・のぞみの家・あゆみの家改築増築）、準則改正に伴う条文の整備

１９９４（平成６）年　２月２３日　長崎県指令５障福第７７４号　準則改正に伴う条文の整備

１９９５（平成７）年１１月２２日　長崎県指令７障福第５６０号　基本財産の増減（のぞみの家園舎の全面改築）

１９９６（平成８）年　６月２５日　届出　基本財産の増加（あゆみの家増築）

１９９８（平成１０）年　９月１６日　長崎県指令１０障福第４１３号　基本財産の増加（コルベ学園校舎・土地寄贈）

１９９８（平成１１）年　４月　１日　長崎県指令１０障福第７５２号　法律改正に伴う施設種別用語整備、種別　精神薄弱児・者から知的障害児・者へ

２０００（平成１２）年　６月２８日　長崎県指令１２障福第５１０号　基本財産の増加（むつみの家増築）、都市計画による住所表示の変更（梁川町→淵町へ）

２００２（平成１４）年　６月１２日　長崎県指令１４障福第４５６号　基本財産の増加（のぞみの家増築）

２００２（平成１４）年　６月２８日　長崎県指令１４障福第４７８号　準則改正による条文の変更、第二種社会福祉事業の記載（目的事業の変更登記）

２００３（平成１５）年　３月３１日　長崎県指令１４障福第１９０７号　評議員設置による条文の変更、基本財産増加、理事１０名→７名に減員　評議員１５名委嘱

２００５（平成１７）年１１月　７日　長崎県指令１７障福第８２６号　準則改正に伴う条文の変更・整備、基本財産の増加（土地・あゆみの家増改築）、第二種社会福祉事業の記載（目的事業の変更登記）、合併による住所表示の変更（北高来郡→諫早市）

２００６（平成１８）年　７月　６日　長崎県指令１８障福第４０９号　脱落していた事業の追加、評議員会の権限の改正による位置づけの変更

２００８（平成２０）年　２月１３日　長崎県指令１９障福第１０１５号　準則改正に伴う条文の変更・整備、新規事業の追加・挿入

２００８（平成２０）年　８月２２日　長崎県指令２０障福第４６２号　基本財産の増加（むつみの家新築移転）、第二種事業の追加（目的事業の変更登記）

２００９（平成２１）年１２月　２日　長崎県指令２１障福第６８４号　第二種事業の追加（目的事業の変更・修正登記）

２０１０（平成２２）年　６月　９日　長崎県指令２２障福第２６３号　第二種事業の追加（目的事業の変更登記）

２０１１（平成２３）年　６月２２日　長崎県指令２３障福第２９８号　第二種新規事業の追加・挿入、基本財産の増加（グループホーム増設用土地）

２０１１（平成２３）年１２月１４日　長崎県指令２３障福第９６９号　　第二種新規事業の追加・挿入･名称･表記変更、基本財産の増加（グループホーム建物新築）

２０１２（平成２４）年　９月　４日　長崎県指令２４障福第４７６号　第一種・第二種事業の廃止（めぐみの家)、社会福祉法の改正による第一種及び第二種事業の種別変更・第二種新規事業の追加･挿入

２０１３（平成２５）年　５月　６日　長崎県指令２５障福第１０８号　第一種・第二種事業の名称の変更(みさかえの園むつみの家)

２０１４（平成２６）年　６月１９日　長崎県指令２６障福第２８３号　第二種事業の廃止（デイスペースあん生活訓練事業)、第二種事業(グループホーム・ケアホーム一元化による一体型の廃止及び名称の変更・未記載事業の追加挿入、基本財産の増加（長田町土地・建物）

２０１５（平成２７）年　５月２１日　長崎県指令２７障福第１６１号　第二種事業の廃止（ワークスペースあん就労移行支援事業、スマイルサポート一般相談支援事業)、基本財産の増加（大村市土地）

２０１６（平成２８）年　４月２７日　長崎県指令２８障福第６７号　第二種事業追加･挿入（わくわく広場保育所等訪問支援事業、スマイルサポート生計困難者に対する相談支援事業)、基本財産の増加（大村市岩松町土地）

２０１７（平成２９）年　４月　１日　長崎県指令２８障福第７０５号　社会福祉法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第２１号）附則第７条の規定に基づき、必要な定款の変更を行うもの。

２０１７（平成２９）年１１月２４日　長崎県指令２９障福第６８０号　基本財産の減少（就労継続支援Ｂ型事業所)、基本財産の増加及び減少等（登記簿謄本に基づき基本財産一覧表の修正が必要な変更を行うもの。）

２０１８（平成３０）年　２月１６日　長崎県指令２９障福第８９１号　法人事務所の所在地及び一部文言の修正、基本財産の増加（就労継続支援Ｂ型事業所）

２０１９（平成３１）年　１月　５日　長崎県指令３０障福第９４０号　従たる事務所の所在地の一部変更、基本財産の増加（みさかえの園あゆみの家建物）

２０１９（平成３１）年　３月２０日　長崎県指令３０障福第１１９８号　基本財産処分（旧みさかえの園あゆみの家・エリザベト寮建物他）

２０１９（平成３１）年　４月２４日　長崎県指令３１障福第７９号　みさかえの園あゆみの家通所ひばり開設

２０２０（令和２）年　９月１５日　長崎県指令２障福第５７６号　みさかえヘルパーステーションひびきの移動支援事業の廃止

２０２１（令和３）年　８月　３日　長崎県指令３障福第４７３号　第１条（目的）の記載内容の整理。みさかえヘルパーステーションひびきの廃止。第３０条第３項の追加（基本財産を担保提供する際に長崎県知事の承認を要しない場合)。第３７条（公益事業）の記載内容の整理。基本財産一覧表の整理。

２０２１（令和３）年１１月　５日　長崎県指令３障福第７４９号　基本財産処分（ヨゼフ寮・マリア寮・旧就労継続Ｂ型支援所）

２０２２（令和４）年　８月１０日　長崎県指令４障福第３８５号　第一種事業・公益事業の名称の変更（みさかえの園めぐみの家）、基本財産の増加（みさかえの園めぐみの家）、公益事業の追加（長崎県医療的ケア児支援センター）

２０２３（令和５）年　８月２３日　長崎県指令５障福第４２０号　第二種事業の追加挿入（グループホームりん短期入所事業）、基本財産の面積減少（サテライトセンター）、基本財産の名称（用途）変更（めぐみの家 倉庫）

２０２６（令和８）年　４月　８日　長崎県指令７障福第１１７９号　基本財産の利用目的（名称）の変更（むつみの家外国人職員寮）、基本財産の増加（ワークスペースあん(なごみ会館)）、基本財産の減少（グループホームりんゆめハウス・グループホームりんゆめハウス２）

２０２６（令和８）年　９月　８日　長崎県指令８障福第４９５号　第二種事業所の名称変更（むつみの家通所スマイリー）、第二種事業所の多機能化（ワークスペースあんをデイスペースあんに統合）、放課後等デイサービス事業の廃止（諫早こどもデイサービスわくわく広場）、放課後等デイサービス事業の開始（放課後等デイサービスわくわくクラブ）、保育所等訪問支援事業の廃止（みさかえの園児童発達支援センター）、日中一時支援事業の廃止（デイスペースあん）、基本財産（土地）の合筆・地積変更（みさかえ住宅）、基本財産（土地・建物）の名称変更（デイスペースあん関連）

別表１

基本財産一覧表

土地の部		
１　みさかえの園めぐみの家		
諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番１０	宅地	４，２１１．２５㎡
２　デイスペースあん　出張所（旧特別支援学校）		
諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番２０	宅地	５，３３２．８７㎡
３　みさかえ住宅		
長崎市淵町４０７番５２	雑種地	１，５３８．００㎡
４　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家		
諫早市小長井町牧字白石谷５７０番１	宅　地	１１，７９６．８５㎡
諫早市小長井町牧字白石谷５５９番１５	雑種地	７，５０６．００㎡
諫早市小長井町牧字白石谷５５９番２３	雑種地	３，９０６．００㎡
５　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家　外国人職員寮		
諫早市小長井町牧字平原２７２番２	宅　地	１，２５７．６３㎡
諫早市小長井町牧字平原２７２番３	宅　地	５８．３１㎡
６　みさかえの園サテライトセンター、グループホームりん（にじハウス）		
諫早市高来町泉字八龍１９６番１	宅　地	４，１３６．９５㎡
７　諫早こどもデイサービスわくわく広場		
諫早市長田町１４７０番	宅　地	２６６．００㎡
諫早市長田町１４７５番	雑種地	１５１．００㎡
８　みさかえの園あゆみの家		
大村市久原二丁目１３４６番１	宅　地	２２，５０２．３７㎡
大村市岩松町４７番２	宅　地	２，３５３．０４㎡
大村市岩松町４６番	宅　地	１７８．４４㎡

建物の部

１　みさかえの園めぐみの家

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地１１、２７２７番地１０

家屋番号　２７２７番１１の３

種　類　　園舎

構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

床面積　　１階　２５０５．１６㎡

２階　　６４４．６１㎡

附属建物の表示

符号１　種　類　ボイラー室

構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積　６８．４０㎡

２　みさかえの園めぐみの家　倉庫

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地１１、２７２７番地１０

家屋番号　２７２７番１１の２

種　類　　倉庫

構　造　　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき２階建

床面積　　１階　　３９０．００㎡

２階　　７８．００㎡

３　みさかえの園めぐみの家　作業所

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地１０

家屋番号　２７２７番１０

種　類　　作業所

構　造　　コンクリートブロック造セメントかわらぶき平家建

床面積　　１５２．５８㎡

附属建物の表示

符号４　種　類　店舗

構　造　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積　１３．３２㎡

符号３　種　類　車庫

構　造　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床面積　４１．２５㎡

４　みさかえの園総合発達医療福祉センターむつみの家

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町牧字白石谷５７０番地１、５５９番地１５

家屋番号　５７０番１

種　類　　養護所

構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根４階建

床面積　　１階　　７５９．４６㎡

２階　　５２１９．９６㎡

３階　　４６９６．６０㎡

４階　　７５１．５７㎡

附属建物の表示

符号１　種　類　物置

構　造　軽量鉄骨造合金メッキ平家建

床面積　　９．８０㎡

５　みさかえの園のぞみの家

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地１

家屋番号　２７２７番１の３

種　類　　園舎

構　造　　鉄筋コンクリート造コンクリート屋根２階建

床面積　　１階　　１８５７．７０㎡

２階　　１２５０．４２㎡

附属建物の表示

符号１　種　類　機械室

構　造　鉄筋コンクリート造平家建

床面積　４６．００㎡

符号２　種　類　洗濯室

構　造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積　４３．６５㎡

符号４　種　類　園舎

構　造　鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

床面積　１９０．９０㎡

６　旧あゆみの家　倉庫・車庫

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地９

家屋番号　２７２７番９の６

種　類　　物置

構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積　　１階　　４６．００㎡

附属建物の表示

符号１　種　類　車庫

構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積　　４５．１５㎡

７　厚生福祉研修会館

主である建物の表示

所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地３

家屋番号　２７２７番３の３

種　類　　集会場

構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根３階建

床面積　　１階　３５１．３３㎡

２階　３４４．４９㎡

３階　３４４．４９㎡

附属建物の表示
符号１　種　類　車庫
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　１９．２０㎡

８　デイスペースあん（なごみ会館）
所　在　諫早市小長井町牧字白石谷５５９番地１５
家屋番号　５５９番地１５
種　類　寄宿舎・事務所
構　造　軽量鉄骨造ステンレス鋼板ぶき２階建
床面積　１階　５４４．９２㎡
２階　３９９．２８㎡

９　デイスペースあん　出張所（旧特別支援学校）
主である建物の表示
所　在　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地２０
家屋番号　２７２７番２０
種　類　校舎
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床面積　１階　７９６．００㎡
２階　５４８．００㎡

附属建物の表示
符号１　種　類　機械室
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　５４．００㎡

１０　災害備蓄倉庫
所　在　諫早市小長井町遠竹字椿原２７４７番地６
家屋番号　２７４７番６の４
種　類　倉庫
構　造　鉄筋コンクリート造スレート葺２階建
床面積　１階　３６．６３㎡
２階　２０．００㎡

１１　みさかえ住宅
主である建物の表示
所　在　長崎市淵町６８０番地
家屋番号　６８０番７
種　類　共同住宅
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建
床面積　１階　１４４．７０㎡
２階　１７５．９８㎡
３階　１５３．５８㎡
４階　１５３．５８㎡
地下１階　１５３．５８㎡

１２　グループホームりん　にじハウスＡ
所　在　諫早市高来町泉字八龍１９６番地１

家屋番号　１９６番１の１
種　類　　グループホーム
構　造　　木造スレートぶき平家建
床面積　　１９２．０３㎡

１３　グループホームりん　にじハウスＢ
所　在　　諫早市高来町泉字八龍１９６番地１
家屋番号　１９６番１の２
種　類　　グループホーム
構　造　　木造スレートぶき平家建
床面積　　１９２．０３㎡

１４　グループホームりん　にじハウスＣ
所　在　　諫早市高来町泉字八龍１９６番地１
家屋番号　１９６番１の３
種　類　　グループホーム
構　造　　木造スレートぶき平家建
床面積　　１８１．４４㎡

１５　みさかえの園のぞみの家　倉庫
主である建物の表示
所　在　　諫早市小長井町遠竹字狩集２７２７番地１
家屋番号　２７２７番１の５
種　類　　作業所
構　造　　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床面積　　２２１．４０㎡
附属建物の表示
符号２　種　類　車庫
構　造　軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積　１２８．９８㎡
符号３　種　類　工場
構　造　鉄骨造スレ－ト葺平家建
床面積　８４．６０㎡
符号６　種　類　乾燥室
構　造　コンクリートブロック造陸屋根平家建
面　積　２２．１８㎡

１６　諫早こどもデイサービスわくわく広場
所　在　　諫早市長田町１４７０番地
家屋番号　１４７０番
種　類　　居宅・車庫
構　造　　木造セメント瓦葺平家建
床面積　　１６５．６１㎡

１７　みさかえの園サテライトセンター
所　在　　諫早市高来町泉字八龍１９６番地１
家屋番号　１９６番１の４
種　類　　デイサービスセンター

構　造　　鉄骨造陸屋根２階建
床面積　　１階　４８０．００㎡
２階　３２５．６４㎡

１８　デイスペースあん　作業所・倉庫
所　在　　諫早市小長井町字狩集２７２７番地２１
家屋番号　２７２７番地２１
種　類　　作業所・倉庫
構　造　　軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床面積　　１６７．４５㎡

１９　みさかえの園あゆみの家
主である建物の表示
所　在　　大村市久原二丁目１３４６番地１
大村市岩松町４７番地２
家屋番号　１３４６番１
種　類　　園舎
構　造　　鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶき３階建
床面積　　１階　４２３０．４５㎡
２階　３４３９．７６㎡
３階　１１１２．７６㎡
附属建物の表示
符号１　種　類　機械室
構　造　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積　３１．８８㎡